

議案第 17 号

狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表第 2 に次のように加える。

5 市長	狭山市私立幼稚園等就園奨励費補助金に関する規則による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第 3 を次のように改める。

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	狭山市立学童保育室条例による学童保育室の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月23日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市私立幼稚園等就園奨励費補助金に関する事務の移管に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。